平成２５年（フ）第１０５号
長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地151　ササキ通商株式会社内
債務者　竹下　直道
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　伸右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１１２号
北海道帯広市西16条南４丁目７番15号　スペース164・101号
債務者　草野　一喜
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　和義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
沖縄県那覇市具志１丁目２番26号　忠マンション302
債務者　田原　優子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲西　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５８号
新潟県柏崎市大字安田469番地１
債務者　上野　荘平
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県児玉郡神川町元原61－２　オネスティー元原206号、住民票上の住所長野県須坂市墨坂南２丁目４番33号
債務者　木村　一彦
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　寛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
愛知県西尾市一色町一色山荒子18番地３
債務者　山口　拓生
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７号
新潟県小千谷市城内４丁目４番36号
債務者　星　　学
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
長崎県大村市日泊町1627番地３、前住所長崎県諫早市多良見町化屋1393番地50
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
岐阜県海津市南濃町境2542番地７、前住所三重県桑名市多度町香取427番地２
債務者　田代　暁志
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
熊本県水俣市塩浜町７番62号
債務者　前田　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨　晃之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７１号
青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南一本柳44番地４
債務者　角田　　智
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１８号
青森市松森３丁目１番13号　パレーシャル松森102号
債務者　奈良巳紀夫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６９号
名古屋市港区八百島２丁目1901番地　県営南陽第二住宅第１号棟第210号
債務者　林　　邦弘
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
山口市赤妻町15番20号
債務者　山中八千代
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３２号
愛知県東海市名和町欠下24番地の１　プレジールヨシダ202号
債務者　設樂　柾徳
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬698　和光ハイツ103号　橋口ふくみ方、住民票上の住所福岡県大川市大字向島662番地
債務者　乙丸　昭知
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
佐賀県佐賀市多布施１丁目５番18号
債務者　大塚美保子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係